

## 政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県の物品等調達について、次のとおり地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第100条第2項第2号の規定により公表する。

令和2年3月25日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 随意契約する内容

#### (1) 役務の名称

富山県動物管理センター清掃等業務

#### (2) 役務の内容

##### ア 実施項目

- ・動物飼育施設の清掃
- ・動物飼育業務の補助
- ・敷地内の清掃
- ・敷地内の除雪

##### イ 実施日時

平日（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第1号）第1条第1項に規定する休日以外の日をいう。）の午前8時30分から午前10時30分まで

#### (3) 役務の提供を受ける期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日

### 2 契約相手方の選定基準

- ・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定する団体等であること。
- ・富山県中新川郡に所在すること。

### 3 契約相手方の決定方法

- (1) 見積り競争を行い、予算の範囲内で最低価格を提示した施設と契約する。
- (2) 見積書の提出が1施設のみであった場合（役務を提供できる施設が1施設のみであった場合も含む。）は、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。